

順天堂大学オープンアクセス方針実施要項

令和2年8月27日 学術メディアセンター長裁定

(趣旨)

1 順天堂大学は、本学に在籍する教職員等によって得られた研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することで、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

- オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、無料での利用が可能になっている状態を指す。
- オープンアクセスによって、著者にとっても、以下のようなメリットがあると考えられる。
 - ・ インターネット上で、無料で公開することによって、誰にでも論文を読んでもらうことができる
 - ・ 上記によって、論文が引用される可能性が高くなる
 - ・ 研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながる
- オープンアクセスの手段としては、以下の2種類がある。
 - ・ グリーン・オープンアクセス
機関リポジトリ等で、出版社版または著者版の原稿を無料で公開する方法。
 - ・ ゴールド・オープンアクセス
学術雑誌自体をオープンアクセス出版する方法。現状では、著者がAPC (Article Processing Charge=論文出版加工料) を支払うことによって、オープンアクセスジャーナルを出版するというモデルが主流となっている。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範 第1条(研究者の定義)」に規定する教職員等・学生等(以下「教員等」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という。)を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
- (1) 「順天堂大学学術情報リポジトリ」に登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

- 本方針の対象者は、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範 第1条(研究

者の定義)」に規定する教職員等・学生等とする。

参考) 順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範 第1条

(研究者の定義)

第1条 この行動規範において研究者とは、次の各号に定める教職員等をいう。

- (1) 「教職員等」とは、本学の教職員のうち職務として研究に携わる者(非常勤教員、過去に研究に携わっていた者及び臨床研修医を含む。)、学生等で専ら本学の施設・設備を使用して研究する者及びこれらを支援する職員をいう。
- (2) 「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、研究生、外国人研究生、専攻生、その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。

- 出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果とは、具体的には以下のような論文を指す。
 - ・ 学術雑誌論文
 - ・ 会議発表論文
 - ・ 紀要論文
- 順天堂大学学術情報リポジトリに登録した成果物の著作権は大学に移転しない。著者は学術メディアセンター長に対し複製権及び公衆送信権の利用を許諾する形となる。そのため、登録後でも著者が他の複製、公衆送信等を別途行うことも、第三者に許諾することも可能である。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員等からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

- リポジトリによる公開が不適切な場合は、具体的には以下のようなものがある。
 - ・ 著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
 - ・ 共著者の合意が得られない場合
 - ・ 成果物に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
 - ・ 捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

- 本方針は、オープンアクセス方針施行日(令和2年8月19日)以降に出版された研究

成果を対象とする。ただし、過去の研究成果についても、希望によりリポジトリへ登録することができる。

(リポジトリへの登録)

5 「順天堂大学学術情報リポジトリ」への登録により公開する場合、教員等は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「順天堂大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

- オープンアクセスの方法として、本学のリポジトリでの公開を行う場合は、リポジトリに掲載可能な版の論文データと登録依頼書を、学術メディアセンターリポジトリ担当宛に送付すること。
- 公開禁止期間（embargo）が設定されている場合は、公開禁止期間が終了した後、リポジトリで公開する。
- 登録申請に関する詳細については、登録依頼書に記載の注意事項等を参照すること。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

参考)

・順天堂大学学術情報リポジトリについて

<https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/repository/>